

民主的家族の追求と「われわれの家族」の安定 —— フィンランドの国際養子縁組の養親の事例から考える ——

片岡佳美*

Pursuit of Democratic Family and Stabilization of “Our Family”:
A Case Study of Intercountry Adoptive Parents in Finland

Yoshimi KATAOKA

1. はじめに

近代（現代）社会は、個人の自由・平等、民主主義といった価値を追求する。近代家族はそうした社会に登場し普及した家族モデルであったが、実際には、家父長制的な支配－従属関係からなるものであった。近代家族モデルの「夫は稼ぎ手、妻は家事・育児」という役割分担は、一見対等な協力関係に見えて実は違う。妻の労働には賃金が支払われず、妻は夫に経済的に依存的になる。このために、夫からの暴力があっても妻は簡単に逃げられなかったりした。周知のように、フェミニズムはこうした問題を訴えてきた。

一方、夫妻間の支配－従属関係の問題に比べて、子どもが親に「属する」ことの問題への注目は少し遅れている感がある。暴力や虐待については、妻より子どもの被害のほうが問題にされるのが早かったにもかかわらず、子どもの自由や権利が大人と対等に考えられることはめったになかった。それは、近代家族モデル自体に理由がある。このモデルにおいては、子どもにとって親は絶対的な存在である。子どもは、他でもない親からの愛情を

受けながら育つとされる。親が見離すと、子どもは生きていけない。子どもが親のケアに依存して育つことは、政治的にも、法的にも、モラル的にも当然とされている（Beck, 1998）。しかし、そうした依存のために、子どもの自由や権利が犠牲になっても見落とされがちとなる。親が、「愛情ある」ケアによって、子どもを「奴隷」にしてしまう恐れもあるのだ。よって、子どもには、親に「ケアされない自由」もあるはずなのである（上野, 2009）。

ようやく近年、子どもの自由や権利をまもるためにどうすべきかが活発に議論されるようになってきた。日本でも、たとえば、親による子どもの虐待が疑われるケースには、いくら親が愛情ある子育てをしていると主張しても、子どものために公権力が親権を停止しやすくする制度が成立するなどの動きが起こってきている。

こうした動きは、親子間の関係性、あるいは集団としての家族の安定にどのように影響するのか。本稿では、この点について養子縁組の親子関係に焦点を当てて考察する。子どもの権利が重視されるようになってきた今日

*島根大学法文学部社会文化学科

では、養子縁組も、親の都合ではなく子どもの権利として実施されるべき、と言われるようになってきている。さらに、血縁のある親子に比べて、養親子は「人為的な」関係と見なされがちなため、親による権力行使の問題や、子どもという弱者の人権問題が一層注目され、チェックの目がより厳しい傾向がある。こうしたことから養親は、民主的な親子関係をより強く意識することを促されていると思われる。

今回はとくに、フィンランド社会の養親子関係の事例を取り上げる。フィンランドは、すべての人が平等に権利を享受することをうたうユニバーサリズム（普遍主義）を追求する福祉国家として知られている。子どもの権利についても、憲法にも明記されるほど重視されている。そのような社会で血縁関係のない子どもを養子縁組する養親は、養子の自由や権利の尊重をどのように意識し、子育てしているのか。そうした養親の態度は、自分たち養親子の関係についてのかれらの認識にどのように影響しているのか。筆者は別稿で、フィンランドにおいて国際養子縁組を選択した養母の語りを分析し、この養母自身にとっての「家族」について議論した（片岡，2013）。本稿はこれに新たな事例を加え、（前回の議論がポスト近代家族の出現という点からの議論だったのに対して、）人権尊重の民主的家族という規範のもとでの「人びとにとっての家族」という点から再考するものである。

2. 養子の権利

子どもの自由や権利に注目する傾向は、養子縁組の家族においては、とくに養子が自分の出自情報にアクセスする権利を強調することに繋がっている。それは、国際的な動きとなっている。

1989年第44回国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（＝子どもの権利条約）」（日本は1994年批准）では、児童ができる限りその父母を知り、かつその父母によって養育される権利を有するとうたっている（第7条）。父母が子どもを育てられないときは養子縁組が認められるが、第9条では、その子どもが定期的に父母と人的な関係及び直接の接触を維持する権利についても述べられている。生物学的な親から隠れて養子を育てることは、養子の権利を侵害することになる。

フィンランドでも、こうした国際条約に基づき、子どものための養子縁組を追求している。たとえば、養子縁組の斡旋機関の一つ、Save the Children Finlandは、養子縁組の主体（当事者）として、養子となる子ども、その子どもの生物学的な親、および養親希望者の三者を重視するが、かれら当事者が関わる養子縁組プロセスで最重要視されるべきなのは、子どもの最善の利益をまもり、かれらに安全で永続的な家庭を見つけることだとする。また、養親には、養子の健康のことや養子に出された理由などのバックグラウンド情報をできるかぎり伝えられるが、それは養親が養子のバックグラウンドを理解するためだけでなく、養子の知る権利に応えるために、とされる。養子には自分のルーツを知る権利があり、養親にはこの情報を養子に与える責任が第一義的にあると考えるためである（Save the Children Finland, 2016）。

養子の権利の尊重は、アメリカでは、open adoption というかたちに発展してきている。これは、養子は自分が養子であることを知り、生物学的親を知ることができるほか、生物学的親と養親が連絡を取り合い、両者が子どもの成長に関わっていくというもので、1980年代頃から普及しているという（森，2006）。こ

の open adoption が広がった背景としては、ひとり親や人工妊娠中絶に対して社会が許容的になった結果、養子に出される子どもが少なくなり、斡旋機関を頼らず自力で養子を探す人が増えてきたこと、州や連邦政府の法が、子どもと生物学的親の関係断絶の必要性にこだわらなくなったこと、メディアを通じて、養子が生物学的親を探し再統合するという物語がよく知られるようになったことが挙げられている (Demick and Wapner, 1988)。養子が出自を知る権利は、養子が自分の遺伝病の情報を知る権利としても主張されており、多くの州 (2006 年時点で 23 州) が養子縁組の記録を情報公開し、たとえ生物学的親が拒否しても、養子がかれらを探し突き止めることができるようになってきている (Benokraitis, 2012)。

養子のこうした権利が強調されることについて、養親の反応はどうなっているのだろうか。もちろん、open adoption を選択する養親は同意の上でそうしていると思われる。しかし、家族・親子関係の安定を望む養親にとって、生物学的親の登場は、葛藤・混乱の原因と映ることも決して少なくないだろう。まず、自分たち親子が生物学的な繋がりを持たないと告げること (いわゆる「真実告知」) にも高いハードルがあると思われる。

実際、日本では、真実告知を躊躇する声も根強い。小学校 1 年生の養子に真実告知をしていない養親は、手記でこう述べている。「真実告知というのは、「他と違う」、「珍しい存在だ」ということを、子どもに背負わせることに他ならない。」(絆の会編, 2007: 92)

また、岡山県ベビー救済協会が斡旋した養子縁組家族 (生まれてすぐ養親のもとへ移ったケース) へのアンケート調査では、養子縁組であるという「真実」を養親が養子に伝えているかどうか自由記述方式で尋ねている。

なかなか回収率が上がらなかったということで、1994 年、2008 年の 2 回回収し、それでもケース数が足りないため 2010 年に返送されたものまで含めて集計したそうであるが、このことから真実告知が養子縁組家族あるいは養親にとってタブー視されていることが伺える、と調査結果を報告した湯沢雅彦は言う。実際、自由記述から「告知した」と判断されるものは、養親が日本人の場合で 34 件、比率にして 24.6% にすぎなかった (湯沢, 2012)。

しかし、専門家からは、養子のことを考えると告知しないのはよくないという声が上がっている。湯沢が伝えるように、法学者や児童福祉の専門家は、健全で安定的な養親子関係のために真実を隠さず偽らず伝えることは重要だと主張する (湯沢, 2012)。

養子を斡旋する機関からも、養子が真実を知りたいという欲求は自然なことだから告知すべきだという意見 (全国里親委託推進委員会, 2013) や、養子のアイデンティティ形成にとって自分の生い立ちを受け入れることは重要だから告知すべきだという意見 (家庭養護促進協会, 2009) が表明されている。養親が告知に躊躇を感じるとしても、養子のために、そして養子との家族生活のために、告知はしなくてはならないこととされる。むしろ、「養子のために告知しない」という立場は、養親の考えの押しつけ (権力行使) と見なされる。これらは、養子の権利尊重という点が優先されている結果である。今日では、親子関係や家族の安定は、子どもの権利を犠牲にしてまでまもるようなものではない。すべての人の権利尊重という国際的な動きのなかで、日本においてもそうした立場が規範にならうとしている。

3. 民主的家族の追求

家族において、どの人の（もちろん、子どもも含めて）自由や権利も尊重されるべきという価値観を追求することは、民主的家族を目指すことを意味する。民主的家族の追求は、「個人化」と「近代家族の揺らぎ」の結果として起こる。

U. ベックらは、20世紀後半以降の近代社会で、人びとを伝統的役割と強制から解き放つ「個人化」が、家族において起こってきていると論じた（Beck and Beck-Gernsheim, 2001, 2004）。家族の個人化が起こると、たとえば母親を例にとると、彼女は近代家族における場合のようにケア役割に拘束されない。まして、自分自身の自由を犠牲にしてまでケア役割を強いられない。母親は家族のために強制されることはなく、自分らしい生き方を追求する。

もっとも、このように個人の自由が強調されると、家族という纏まりは維持しにくくなる。「家族の個人化」は、山田昌弘が「家族の本質的個人化」と解説したように、家族成員が自分たちの家族を解体する自由までも認めること、言い換えれば家族が人びとにとって「最後には家族がある」という安全網ではなく「いつ壊れるか分からない」リスクになることも含意するからである（山田, 2004）。しかし、個人化の文化は他方で、自分だけでなく他者の自由を尊重・配慮するという倫理（つまり、エゴイスティックであってはならないという倫理）を発展させる（Beck and Beck-Gernsheim, 2001）。よって、互いに個人の自由（あるいは権利）をめぐる交渉によって新しい関係性がつくられていく契機、すなわち家族に関して言えば民主的家族として新たな「家族」を形成する契機となりうる可能性も示

唆されるのである（Beck, 1998）。先の例で言えば、母親の自分らしい生き方は、他の家族成員に配慮されて実現し、そして母親も他の家族成員の自由を尊重する。そのような関係性が「家族」をなす、ということである。

しかし、民主的家族は、別の点でまた不安定になるのを免れない。それは、家族の内と外との境界の曖昧化である。家族成員の自由の尊重は、家族成員間の相互の配慮だけでは実現できない（家族内部で完結できない）ことが多い。したがって、家族に対する公の介入（支え、と言ってもよい）なくして、それぞれの自由を尊重する民主的家族は維持できない。

こうした見方は、近年、家族研究者の間に浸透してきている。阪井裕一郎は、民主的家族の実現にとって、ケアを家族機能として家族の枠内で充足させるべきと見なしてきたこれまでの家族中心主義的な捉え方ではなく、むしろ「家族の脱例外化（脱中心化）」が必然となることを述べている（阪井, 2012）。牟田和恵のいう「家族のオルタナティブ」も、そうした視点を前面に打ち出す議論である（牟田, 2009）。

要するに、民主的家族の追求は、これまで「家族しかできない」と家族に与えてきた特別性を廃し、何でも家族になりうる状況をつくることの強調に繋がってくる。家族自体の民主化とも言えよう。個人の自由の尊重は、いわば「万人による万人のための」普遍主義的な配慮によって実現する。たとえば、家族成員の自由に対するケア（配慮）は、他の家族成員以外が行なってもよいし、その人自身がそれを選好するなら、むしろそのほうがよいということになる。

しかし、ここで疑問がある。民主的家族を追求する結果、家族は他のものと代替可能と

なり「かけがえのなさ」を失っていく。われわれは、そんな家族を「家族らしい」「家族っぽい」として認識することができるのだろうか。養子縁組家族においてとくに、すべての人の権利として養子の自由を徹底的に尊重しようとする傾向は、かれらが「われわれは本当の親子、本当の家族」として実感することを困難にしてしまわないか。

野辺陽子は、近年の真実告知の強調が、生物学的親と養子の絆のほうを深めることになり、養親子関係を不安にしていると指摘する。養親や専門家、関係機関等における、養子の知る権利を尊重する動きが、子どもの「出生」に関与したという生物学的親の唯一性を強調し、生物学的親の代替不可能性（絶対性）を構築・強化しているというのである（野辺、2015）。

一生懸命養親が養子を育てても（養育のみならず、権利の尊重・配慮も含めて）、それはだれにでも可能である。他方で、生物学的親による出生への関与は、他の者には可能ではない。そこに、家族としてのリアリティが感じられるのである。

この点に関して山田昌弘は、今日では多くの人が、家族が行なうケアは代替不可能でない（他でなんとかかなる）と感じようになっていると言う。それに対し、アイデンティティ欲求、すなわち「自分を個別存在、固有名をもった存在として認めてもらいたい、自分も誰かを認める存在となりたいという欲求」（山田、2009：205）は、家族以外に満たすところはまだないという（山田、2009）。生物学的親は、養子のそうした欲求を満たす物語を持ち続けている。そのために、「家族」として認識され続けるのかもしれない。

親による子どもへのケア（子育て）の代替不可能性が低下したのは、個人化が進み、近

代家族モデルが揺らぎ、子どもの自由や権利を強調したためである。となると、そうした民主的家族の主張は、養子縁組家族にとって、やはり家族の安定性を脅かすものとなるということだろうか。以下、事例からその点を考えてみたい。

4. フィンランドの国際養子縁組の事例

4.1 事例の概要

筆者は、2011年から2015年の毎年、5度に渡ってフィンランド人女性Aさんに面接して話を聞いた。この事例については別稿でも取り上げている（片岡、2013）。ヘルシンキ郊外に住むAさんは、2011年調査時40代後半で、10カ月だけ若い夫と結婚して25年以上経っていた。Aさんは、以前は看護師として勤めていたが、調査時（2011～15年）は研究者として養子縁組家族の支援に携わっていた。夫妻には血縁関係のある子どもが3人いるが（2011年調査時、うち2人はすでに成人で定位家族から自立し別居。のちに3人目も自立し別居）、大きな家族という夫妻の夢の実現のため、さらに中国から養子に迎えた2人の娘がいる。2人の養子（2011年調査時、8歳と14歳）は、それぞれ0歳で養子としてフィンランドに渡っており、出生国や養護施設の記憶は持たない。2人の養子の間に血縁関係はない。共に中国の養護施設からフィンランドの国際養子斡旋機関を通してAさんの家族となった。

筆者はまた、Bさん（と夫）にも、2012年から2015年にかけて毎年話を聞いた。Bさんもヘルシンキ郊外在住の、国際養子縁組をしているフィンランド人女性である。幼稚園に勤めていたが、調査時（2012～15年）は無職であった。2012年調査時Bさんは42歳で、39歳の夫と結婚9年目を迎えていた。夫妻は共に離婚経験を持つが、互いに前夫・前妻の子

どもはいなかった。夫妻は子どもがほしく、不妊治療を行っていた。2回治療しても効果がなかったら養子縁組を考えることにしていたが、実際2回治療しても妊娠できず、フィンランドの国際養子斡旋機関を通してタイから男の子を養子に迎えた。この養子がフィンランドに来たのは1歳半のときであった。2012年調査時には6歳になっており、プリスクールに通っていた（フィンランドでは、7歳で小学校に入学）。

フィンランドでは、1970年代から国際養子縁組の件数が増加し、1990年代後半には年間200～300件になったこともあった。ちなみに、フィンランドは、1997年にハーグ国際養子縁組条約に批准している。フィンランド社会福祉省は、国内に3機関を国際養子縁組の斡旋機関として認めている。筆者が訪ねた Save the Children Finland はその一つで、2013年時点でフィリピン、中国、タイ、ロシアからの国際養子縁組を斡旋しているということであった。国際養子縁組の希望者は、これらの機関や地方自治体によるカウンセリングを受け、養親の適格性の評価を受ける。そして、許可を受けた者が、斡旋機関を通して養子を紹介されるようになっていく。

シングル・マザーへの福祉サービスが整うにつれ、母親が養育できない子どもをだれか他の人が育てなくてはならないというケースが国内で減少した結果、外国の、とくに発展途上国の子どもを養子に求めるフィンランド人が増えたということである。実際、養子縁組希望者は、国際養子縁組のほうが国内養子縁組よりも早く実現するという理由で国際養子を選択する傾向があるという（Save the Children Finland, 2016）。Aさんの場合も、フィンランドの国際養子斡旋機関を通して子どもを紹介してもらうまで5～6カ月しかかからず、

国内養子を希望していたらもっと時間がかかっただろうと言っていた。Bさんと夫も、国内養子では時間がかかりすぎるから国際養子を選んだと言っていた。ただし最近では、中国やタイでも国内養子の需要が高まっているなど、フィンランド人が国際養子を希望してもなかなか実現しなくなってきているようだ。Bさんと夫も、1人目の養子を迎えた1年後から、タイで2人目の養子を希望しているが、4年待っても斡旋機関からは返事が来ず、もう諦めかけていると語った（が、2013年調査後に2人目の養子縁組が実現）。

養子縁組後は、しばらくソーシャル・ワーカーが家庭訪問し、様子が観察される。養子が学童期になると、それらの子どもたちのために、国際養子が集うキャンプや出生国ツアーを国際養子斡旋機関が企画し実施している。Aさんの養子は、そうした交流イベントを通して国際養子の友人を持っている。Bさんの場合は、斡旋機関のイベントには参加していないが、市内で同じようにタイ出身の国際養子を育てる養親と交流している。

Aさん、Bさんへの面接調査は、それぞれ英語で行なった。いずれの年の調査でも、養親子関係や家族生活の近況、それらについての意見や思いを尋ねた。

4.2 子どもの自由・権利への配慮

2事例はフィンランド人がアジア出身の子どもを養子にしているもので、外見から親子間に生物学的繋がりが無いことは、たとえ周囲が真実を黙秘していても、養子にとって想像がつくことであり、この2事例でも子どもは自分が養子である事実を知っている。したがって、今回の事例で問題になるのは、いわゆる「真実告知」というよりは、養子が生物学的親に関心を持ち自らのルーツの情報に接近して

いく自由をめぐる養親の態度である。Aさん、Bさんはそれぞれ、養子のそうした自由を尊重することの重要性を認識していた。

Aさんは、養子の「自分自身を知る権利（自由）」を重視している。自らの養子にも、出生についての情報はできるかぎり提供したいと考えている。しかし、2人の養子がかつていた養護施設には、彼女らの生物学的親の情報が残されていない。

「子どもには知る権利があります。子どもには本当のことを伝えるのがいい。これは私の意見で、私は（他の人はどうであっても）娘についての情報は彼女に全部伝えたい。だから、（私たちの場合は）情報がないことが悲しい。情報を持っていたら、たとえ悪い話であったとしても、私は徐々に話していくでしょう。」（2014年調査時）

いわゆる真実告知については、Aさんは次のようなエピソードを語った。年長の養子が幼児の頃、自分がAさんから生まれてきたのかと聞いてきた。Aさんは、「いいえ、あなたには別のお母さんが中国にいる」と、きっぱり言った。そのとき娘は「オーケー」と言っただけだった。しかし、Aさんは娘が悲しんでいることが分かった。やがて娘は、自分なりのストーリーをつくったという。娘は、「私のお母さんはとても貧乏だったんだ。たぶん3人の子どもがいて、お父さんが1人をみて、お母さんが1人をみて、それで3人目の私をみる人がいなかったんだ」という話をするようになった（2014年調査時）。

Aさんは、もう一つのエピソードとして、成長し身長が伸びてきた年長の養子が「私はもっと伸びるでしょうね、だってお母さん（Aさんのこと）も背が高いから」と言ったという笑い話を語った。Aさんは、それに対して「あなたは私たちには似ないわ。あなたは、中国に

生物学的な親がいるのだから。あなたは、かれらに似るのよ」とはっきり言い、さらに「私たちがあなたにあげられるのは、食べ物や愛情といった、育つのに必要なものすべて。あなたの成長を導いているのは、遺伝子ではないからね」と言ったという（2011年調査時）。

このようにAさんは、養子に対して養子であることをつねに明言する。養子自身が自分の状況について自分で考えることはよいことだと考えるからである。

「彼女は自分のアイデンティティ、自分というものを築かないといけませんから。彼女はたくさんのいろんなピースでパズルをしながら、一人の統一した人間になっていかないとはいけません。やらないといけないことなのです。もちろん、ちょっとは辛いこともあるでしょう。でも、これが人生です。どの人も自分自身の物語を持っているものです。」（2011年調査時）

養子における出生国への関心も尊重しており、年長の養子は、自分のルーツについて大きな関心を持っていた9歳のとき、Aさんと一緒に出生国である中国を訪問した。自分自身が赤ん坊の頃にいた養護施設にも行った。

実はAさんにとって中国訪問は非常にストレスフルな経験だったという。養護施設の子どもたちは決してよい環境にいなかったし、町の人びとも貧しく、居心地の悪いものだった。Aさんにしてみれば、それを娘が見るというのが辛かった。しかし、娘にとってはそれを見るのが重要だと分かっていた。Aさんは、娘の「知る/見る権利」を重視したのである。

結局、訪問を通して娘のルーツについてとくに新しい情報が得られたわけではなかったが、養護施設の元運営者で、Aさんと夫に娘を託した女性と昼食を共にすることができた。

娘は、その面会を非常に喜んだ。実際、娘はそれで十分に満足したようで、また中国に行きたいかと尋ねても、べつに行きたくないと返事するという。訪問から帰国後、娘は中国語も学んでいたこともあったが、学校が遠く遅刻も多かったので続かず、すぐやめてしまった。Aさんは、娘の出生国への気持ちは落ち着いて感じている。

年少の養子についても、11歳になった2014年の時点で、出生国を訪問する予定が語られた。国際養子どうしの交流イベントに何回か参加し、彼女も出生国に対する関心が強くなってきているという。

一方、Bさんの養子も、二人とも、生物学的な親について何も知らない。年長の養子（第一子）は、自分自身が1歳半まで生活した養護施設についても覚えていないという。

Bさんと夫は、第一子が3歳のとき、親子でタイの養護施設を再び訪問している（かれらが、養子が自分のルーツに接近することを避けているわけではないことが分かる）。そのとき、施設から彼の生物学的母親の名前と写真を受け取った。Bさんは、そのとき施設職員がその写真を第一子に見せたのがショックだったと語った。断りもなく、あまりに突然で、Bさんと夫は非常に戸惑った。それ以来、写真は隠し、第一子とは生物学的母親の話はしていない。2012年のインタビューでBさんは、「生物学的母親の話は、彼が理解できるようになってからするつもりです。15歳？16歳？とにかく、まだ、本人から聞いてきたことがないから」と言った。この意志はその後に変化しておらず、そこでは「彼ら（二人の養子）がティーンエイジャーになってから、生物学的親についての話をしたい」と述べている（2014年調査時）。ただし、第一子の生物学的母親の情報については名前と写真しかなく、

第二子の生物学的母親については名前も分かっていない。したがって、生物学的母親の話をするというのは、この場合、真実を明らかにする（知る）というよりは、問題にし、向き合う（見る）という意味になる。

Bさんと夫は、養子のルーツに触れないでおこうとしているわけではない。そもそも親子の外見がまったく違うため、血縁関係にない事実には日常的に直面しなければならないのだが、それに加えてかれらは、養子の出生国タイをつねに目に入るところに置いている。ダイニングルームやリビングルームには、タイの国旗や仏像などがある。また、2012年の調査で訪問した際、子ども部屋には、養子がタイで着ていたという衣服や施設での写真がショーケースに入れて記念品のように飾られていた。

しかし、2014年調査時には、第二子（第一子と血縁関係にない）が家族に新たに迎え入れられ、いかに彼がタイでの生活習慣を忘れフィンランドでの家庭生活に早く慣れるかが課題となっていることが伺えた。タイの養護施設（二人の養子は同じ施設にいた）から施設紹介ムービーのDVDをもらったが、Bさんは、今は子どもたちに見せる気になれないと言った。とくに第二子は5歳でBさんの家族にやってきたため、養護施設の記憶や文化（言語に始まり、生活習慣、食生活など）をしっかり持っていた。Bさんは、第二子が毎日養護施設の話をするにまいいっており、とくにテレビをすぐにつけたがるのに辟易していると言っていた。おそらく施設では、保育の手間を省くために子どもにいつもテレビを見せていたのだろう、とBさんは述べた。

このようにBさんは、養子の過去やルーツにアクセスする自由を尊重してはいるが、少なくとも今は、Aさんほどには積極的ではない

ことが同えた。

4.3 「家族」の安定

いずれの養親も、安定した「家族」を強く実感していた。

Aさんが語る「家族」についての分析は以前の稿で行なった（片岡，2013）。繰り返しになるが、あらためて確認しておく。Aさんは、2012年調査時、次のように言った。

「上から2番目の息子、彼は昨日誕生日で25歳になって、子どもがもうすぐ生まれるのですが、彼が15歳の（養子の）娘と話をしました。私は、かれらが語り合っているのをほほえましく聞いていました。かれらはふざけあっていました。すごくノーマルで自然でした。妹と兄。たとえ生物学的な繋がりはありません。私は幸せを感じていました。私は成功した…私たちは全体としての家族（whole family）をつくりだすことに成功したのだ、と。養子であろうと生物学的な繋がりのある子であろうと私たちは家族なのです。どの子どもも平等なのです。このことが私を幸せにさせるのです。」

最初は養子に嫉妬さえ示していた息子が、今では養子と、家族として自然な関係を持っていることにAさんは感動している。では、何が家族を実感させるのか。Aさんはこう述べる。

「私たちが歴史を共有していれば、生活を共有していれば、生物学的に繋がっているかどうかはどうでもいいのです。結婚を思い出せばいい。私の夫は私と生物学的な繋がりはありません。けれども、私は彼と一緒に家族をつくっています。生物学的な繋がりなんて関係ありません。（中略）養子は、養親にとっても似ています。見た目は違うけれど、かれらは同じように行為し、同じように話します。（中

略）もしあなたが養子を自分たちの家族に受け入れたなら、何が自分たちを繋いでいるのか、どうやって家族になっているのか、もう考えなくなるでしょう。そして、家族は生物学的なものでも遺伝子でもなくて、歴史なのだ、共同生活なのだ、と判るようになるでしょう。」

Aさんは、具体的な例として、共同生活を通して、料理の仕方や食器の洗いが暗黙の了解で同じになることを挙げた。そこに家族の意味を見出す、ということであった。

一方、Bさんの場合は、家族の安定のために養子のルーツへのアクセスを一時的にせよコントロールしたりもしていたので、家族が安定しているという認識があるのはもっともなことかもしれない。しかし、Bさんと夫においては、わが子に対する全面的なケアを優先しているという認識があることのほうにも注目すべきである。

Bさんと夫は、家族とはサポートと信頼であると述べた。つまりそれは、家族がケアの責任によって成り立っている、ということであろう。かれらは、世話をしたいために子どもがほしかったという。自分ではなく他者のケアへの欲求が、養子縁組の動機となっていた。Bさんの夫は、それまで大型バイクに乗るのが趣味だったが、養子を迎えたとき、バイクを手放した。事故を起こして自分が亡くなったりでもすれば、だれが子どもをみるのか、と懸念したからだという。夫は、親になり、つねに子どものために生きるようになったことで、自分自身の生活がやっと完成したように思えると述べた（2012年調査時）。

他にもBさんは次のようなエピソードも語った（2013年調査時）。第一子がプリスクールに通っている頃、近所の年配の男性が「どこの国から来たのか。国に帰れ。」とわざわざ面と

向かって言った。夫妻は子どものことを思うと黙っておれず、言葉による暴力行為として警察に訴えた。この男性は、罰金を支払うことになったという。

アジア系の人は近所には少ないため、Bさんの養子は普通でないように見られやすい。Bさんは、養子を通して自分たちの社会にレイシズムが浸透していることに気づいたという。第一子は、学校に入ってから、近所の10歳くらいの女の子に「醜い肌をしている」と言われた。そういうことは、少なくないということだった。

Bさんと夫は、わが子が差別やいじめで悲しい思いをしないよう、とても注意を払っている。たとえば、第一子が通う学校は学区の学校ではなく、少し遠いが、小さい頃から遊んでいる友だちが通っている学校である。学区の学校は、不良少年もいて環境が悪く、子どもを通わせたくなかったのが、国際養子縁組であるという特別事情を伝えて通学する学校を変えてもらった。担任の先生には、もし他の生徒が子どもに何か嫌なことを言ったら、しっかり対処してくれるよう頼んであるという。

このようにBさんと夫は、自らの責任として、養子にとって最善となることを考えて養子のケアを行なおうとしている。かれらは、子どものために生きるという、他の人にできないケアの責任を遂行することを通して、家族であることを実感していると思われる。

5. 考察

2事例の養親は、養子の自由（ルーツの情報にアクセスする自由）を、個人の権利として重視していた。かれらの養子の自由への配慮は、「すべての人の権利」という普遍主義的な立場に基づいている。その傾向はAさんの場

合にとくに強く見られたが、Bさんにおいても、いずれは養子とかれらのルーツについて話をするのは当然のことと捉えられていた。それは、普遍的な人権という点から見て当然なのであった。だれしも人格が尊重されるべきだから、養子が自分たち以外のだれかと生物学的繋がりを持つことも、養子の人格の一部として、ありのまま尊重しなければならない—養親は、つねにそのことを考えながら養子との家族生活を送っている。子どもの権利尊重は、規範として内面化されているのである。

ところで、養親の養子に対するこうした普遍主義的な配慮は、理論的には親でなくても可能な配慮で、そこには養親の「親としての」特別性や排他性は見られない。では、かれらはどのようにして養子との関係に「家族」（あるいは、「家族らしさ」）を見出すのだろうか。2事例の養親においては、養子を「家族である」「親子である」と捉える認識が安定していた。「親子愛」や「家族愛」いった言葉があるように、「他のだれでもない」個別主義的な関係性こそ親子や家族が成り立つ前提であると思われるが、かれらは養子に対して普遍主義的な視点とともに、個別主義的な要素も確保していたのだろうか。

答えはイエスである。Aさんの場合は、共同生活を通して同じ文化や歴史を共有するという点が強調された。その結果、養親子の間には他のだれかには見られない、類似性が生ずるという。互いに似ている、そのことが「われわれは家族である」という認識を強化しているということであった。一方、Bさんの場合は、普遍主義的な人権配慮とは別に、養子への排他的、あるいは個別主義的なケアが追求されていた。他のだれよりも自分の養子を大事に思う、ということが強調されていた。と

くに現在は、個別主義的ケアは、普遍主義的ケアよりも優先されているようであった。

このように2事例の養親は、「他のだれでもない親、家族」と確認できるものをそれぞれもっており、そこに家族としての安定性を見出しているようであった。「家族」としてのアイデンティティは、やはり個別主義的な要素、代替不可能な要素がなくてはならないということが同える。

このことについては、大阪で養子縁組を斡旋している民間機関である家庭養護促進協会の養親講座の戦略が思い起こされる。同協会もやはり、真実告知、しかも早期のそれを養親に勧めている。が、それは、養子のためであることに加え、養親であることを堂々と受け入れることが養親にとってもよいという立場に基づく。

「血縁でない親子になる」と決断し、親子になったのである。それなのに、告知をして、非血縁であると自分たちで認めるのがつらいのはなぜだろうか。確かに、大多数の親子のかたちとは違うかもしれないが、そこには養親自身が「非血縁」を否定する気持ちがあるのではないだろうか（家庭養護促進協会、2014：129）

同協会の、養親になることを希望する者を対象とした講座では、養子縁組に対する真剣度が観察される。とくに、養子縁組を秘密にし続けることの困難さを警告し、実感させることに焦点が置かれる（Hayes & Habu, 2006 = 2011）。こうした講座で同協会代表が用いる言説を分析した楽木章子によれば、養親となる夫婦が養子との間に「血縁なき「血縁関係」という公理」をつくること、つまり養親がいわば選ぶ余地もなく初めから繋がっていたと思えるような先験性を築くことが戦略となっているという。そのことが、養子が養親の家

庭で当たり前で成長するための条件となると考えられているという。そのために同協会では、最初から養親に対し、養子と親子関係が簡単に築けないという厳しい現実を提示し、また、どの子を養子とするかについても複数の子どもの中から選ばせない（楽木、2003）。こうした戦略は、養親が、養子に対して運命的な縁、特別な縁を感じ、結果的に養子との関係を「家族」として実感するのに役立っていると考えられる。

このように見てくると、他の家族成員との普遍主義的な関係を強調する民主的家族が追求されてきてはいても、それが「家族」としての安定性を維持するためには、個別主義的な要素が不可欠となるということが示唆される。ただし、養子縁組家族の場合、その個別主義的な要素を「血縁」に求めてしまうと自分たち家族の安定性が揺らいでしまう。よって、それとは別の個別主義的な意味づけを強調しなければならない。血縁関係に基づいた親子のように、個別主義的な要素を「血縁がある」という自明のものに求められない分、養親子関係の場合は自らの力で別の要素を探してくる必要がある。そこで、事例のAさんは養親子間での歴史や文化の共有・共同とその結果としての類似性を、Bさんは養子に対して家族でないといけないケアをしているという認識をもって「かけがえのない家族」を見出すのであった。

6. おわりに

家族の民主化により、家族においても普遍主義的な視点が求められる今日、人びとにとって家族とは何か。何であれば、家族として実感できるのか。本稿は、その点について、養子縁組家族の養親の語りから考察した。養子に対する養親の態度については、とくに養子

の出自情報にアクセスする自由・権利をめぐって、普遍主義的な立場を取ることが規範となっている。そうした普遍主義的な関わりを徹底していく先に、かれらの「家族」が安定して存在できるのか。フィンランドでの事例を通して見えてきたのは、普遍主義的な視点で養子の権利を尊重しながらも、安定した「家族」のために個別主義的な要素が別に探し求められるということであった。言い換えれば、他者に対する普遍主義的な配慮を重視する民主的家族の不安定さ・不完全さがあらためて確認されたということである。今回、前回の分析(片岡, 2013)にBさんの事例も加えて再考した結果、こうしたことが見えてきた。

個人化が進む今日、いかにして「われわれの家族」を安定させるかということは、養子縁組家族においてはとくに強調される傾向があるものの、じつは家族生活に関わるあらゆる人びとにとっての問題である。Aさん、Bさんが述べる個別主義的なものは、近代家族ではなく民主的家族を前提にしても成り立つとされるところがポイントで、さらに、血縁以外の家族らしさの条件を説明するものとしても興味深いと言える。

※本研究は、科学研究費補助金研究(基盤研究(B)海外学術調査:2011-2015年度)プロジェクト「生物学的関係に拘束されない親子関係についての国際比較研究」(研究代表者:出口顕島根大学教授)の研究費によって実現した。

[引用文献]

Beck, U., 1998, *Democracy without Enemies* (translated by M. Ritter), Cambridge: Polity Press.

Beck, U. and E. Beck-Gernsheim, 2001, *Individualization: Institutionalized individualism and its social and political consequences*, London: Sage Publications.

Beck, U. and E. Beck-Gernsheim, 2004, "Families in a Runaway World" in Jacqueline Scott, Judith Treas, and Martin Richards (eds.), *The Blackwell companion to the sociology of families*, Blackwell Publishing, 499-514.

Benokraitis, N. V., 2012, *Marriages and Families: Changes, Choices, and Constraints 7th Edition*, Pearson.

Demick, J., & Wapner, S., 1988, Open versus closed adoption: A developmental conceptualization. *Family Process*, 27, 229-249.

Hayes, P. and Habu, T., 2006, *Adoption in Japan: Comparing Policies for Children in Need*, Routledge (津崎哲雄監訳, 土生としえ訳, 2011, 「日本の養子縁組—社会的養護施設の位置づけと展望」, 明石書店).

片岡佳美, 2013, 「家族認識のためのリアリティ—フィンランドの国際養子縁組家族の母親の事例から考える—」, 島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』, 9号, 1-13.

家庭養護促進協会編, 2007, 『真実告知ハンドブック—里親・養親が子どもに話すために』, エピック.

家庭養護促進協会編, 2014, 『あしたから家族』, 明石書店.

絆の会編, 2007, 『親子になる—養子縁組の選択』, 御茶の水書房.

牟田和恵, 2009, 「家族のオルタナティブと新たな生の基盤を求めて—本書のねらい」, 牟田和恵編『家族を超える社会学—新たな生

- の基盤を求めて』新曜社, i-vi.
- 森和子, 2006, 「養子の出自を知る権利の保障
についての一考察—オーストラリア・ニュー
ジーランドにおける実践から—」, 『文京学
院大学人間学部研究紀要』, 8号1巻, 21—
51.
- 野辺陽子, 2009, 「養子縁組した子どもの問題
経験と対処戦略—養子の実践と血縁親子規
範に関する一考察—」, 『家庭教育研究紀
要』, 31巻, 88—97.
- 樂木章子, 2003, 「施設で育てられた乳幼児と
の養子縁組を啓発する言説戦略—ある養親
講座の事例研究—」, 『実験社会心理学研
究』, 42巻2号, 146—165.
- 阪井裕一郎, 2012, 「家族の民主化—戦後家族
社会学の〈未完のプロジェクト〉—」, 『社
会学評論』63巻1号, 36—52.
- Save the Children Finland, 2016, “Adoptions”.
(<http://www.pelastakaaalaset.fi/en/how-we-work/child-protection-work/adoptions/>,
- 最終閲覧 2016年1月2日)
- 上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界—ケアの分配
公正をめぐる—」, 牟田和恵編『家族を超え
る社会学—新たな生の基盤を求めて』新曜
社, 2—26.
- 山田昌弘, 2004, 「家族の個人化」『社会学評
論』54(4): 341—354.
- 山田昌弘, 2009, 「家族のオルタナティブは可
能か?」, 牟田和恵編『家族を超える社会学
—新たな生の基盤を求めて』新曜社, 202—
207.
- 湯沢雅彦, 2012, 「乳幼児期に成立した特別養
子に対する真実告知の現状—岡山県ベビー
救済協会発足後18年のアンケート調査の分
析」, 養子と里親を考える会編『新しい家
族』, 55号, 85—103.
- 全国里親委託等推進委員会, 2003, 『里親・
ファミリーホーム養育指針ハンドブック』,
全国里親委託等推進委員会事務局.